

国土建第562号
令和2年3月31日

各建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和2年国土交通省告示第496号）及び「建設業法施行規則第18条の3第2項第3号の登録基幹技能者講習を修了した者に準ずる者を定める件」（令和2年国土交通省告示第497号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。なお、この改正は、令和2年4月1日から適用する。

以上



平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて (通知)
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
<p>I (略)</p> <p>1 経営規模について (告示第一の一関係) (1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工 事高について イ～ハ (略)</p> <p>ニ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業 (以下「一式工事 業」という。) である場合においては、許可を受けている建設業 のうち一式工事業以外の建設業 (審査対象建設業として申出をし ている建設業を除く。) に係る建設工事の年間平均完成工事業高を、 その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事業 高に含めることができるものとする。</p>	<p>I (略)</p> <p>1 経営規模について (告示第一の一関係) (1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工 事高について イ～ハ (略)</p> <p>ニ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業 (以下「一式工事 業」という。) である場合においては、許可を受けている建設業 のうち一式工事業以外の建設業 (審査対象建設業として申出をし ている建設業を除く。) に係る建設工事の年間平均完成工事業高を、 その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事業 高に含めることができるものとする。</p>	<p>I (略)</p> <p>1 経営規模について (告示第一の一関係) (1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工 事高について イ～ハ (略)</p> <p>ニ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業 (以下「一式工事 業」という。) である場合においては、許可を受けている建設業 のうち一式工事業以外の建設業 (審査対象建設業として申出をし ている建設業を除く。) に係る建設工事の年間平均完成工事業高を、 その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事業 高に含めることができるものとする。なお、平成 28 年 6 月 1 日 から平成 31 年 5 月 31 日までの間は、平成 28 年 6 月 1 日時点で 現にとび・土工事業の許可を有する業者が行った解体工事の完 成工事業高については、解体工事業の許可を受けていない場合でも その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事業 高に含めることができるものとする。</p> <p>ホ 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合において は、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業 (審査対 象建設業として申出をしている建設業を除く。) に係る建設工事 の完成工事業高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以 外の建設業に係る建設工事の完成工事業高に含めることができるも のとす。なお、平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日ま での間は、平成 28 年 6 月 1 日時点で現にとび・土工事業の許 可を有する業者が行った解体工事の完成工事業高については、解体</p>

工事業の許可を受けていない場合でもその建設工事の性質に応じて当該工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができるものとする。

へ～又 (略)

(2)～(3) (略)

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について (告示第一の三関係)

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者 (以下「基幹技能者」という。) であり、審査基準日以前に6か月を超えて恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者 (法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。) をいい、労務者 (常用労務者を含む。) 又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの (65歳以下の者に限る。) については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

①～② (略)

③ 基幹技能者であって一級技術者以外の者

へ～又 (略)

(2)～(3) (略)

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について (告示第一の三関係)

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者 (以下「基幹技能者」という。) 並びに建設技能者の能力評価制度に関する告示 (平成31年国土交通省告示第460号) 第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準 (以下「認定能力評価基準」という。) により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者 (以下「レベル4技能者」という。) 又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者 (以下「レベル3技能者」という。) であって、審査基準日以前に6か月を超えて恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者 (法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。) とする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの (65歳以下の者に限る。) については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

①～② (略)

③ 基幹技能者又はレベル4技能者であって一級技術者以外の者

④ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。）又は登録解体工事試験（同条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者若しくはレベル3技能者であつて一級技術者及び基幹技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）

⑤ (略)

ハ 技術職員の数については、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であつて一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、基幹技能者であつて一級技術者以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じ及びその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（以下「技術職員数値」という。）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもつて審査するものとする。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は二までとする。

(2) (略)
3～5 (略)
5-2 (略)
II～IV (略)

別紙 1

1～5 (略)

別紙 2

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者

④ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによつて直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。）若しくは登録解体工事試験（同条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者であつて一級技術者及び基幹技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）

⑤ (略)

ハ 技術職員の数については、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であつて一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、基幹技能者であつて一級技術者以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じ及びその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（以下「技術職員数値」という。）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもつて審査するものとする。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は二まで（平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けようとするときは、とび・土工事業、解体工事業及びその他の一業種をあわせた三まで）とする。

(2) (略)
3～5 (略)
5-2 (略)
II～IV (略)

別紙

1～5 (略)

の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のいずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切斷穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウオール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	絶縁体
ドラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック

道路標識・路面標示技能者能力評価基準

消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

別紙 3

認定能力評価基準により技能や経験を評価された技能者を技術職員名簿に記載する際は、次のコードを記載することとする。

レベル3技能者 = 703

レベル4技能者 = 704

別記 (略)

別記 (略)

別添 (略)

別添 (略)